

財務省告示第三百八十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

四 法律及びそ 十八年度における財政運営のた

五 法律及びそ めの公債の発行の特例等に関する

六 法律及びそ る法律（平成十八年法律第十一

七 法律及びそ 号）第二条第一項並びに国債整

八 法律及びそ 理基金特別会計法（明治二十九

九 法律及びそ 年法律第六号）第五条第一項

十 法律及びそ 社債等の振替に関する法律（平

十一 法律及びそ 成十三年法律第七十五号。以下

十二 法律及びそ 「振替法」という。）の規定の適

十三 法律及びそ 用を受けるものとし、その振替

十四 法律及びそ 機関は日本銀行とする。

十五 法律及びそ 価格を競争に付して行われる入

十六 法律及びそ 札（以下「価格競争入札」とい

十七 法律及びそ う。）による発行（以下「価格競

十八 法律及びそ 争入札発行」という。）、「価格競

十九 法律及びそ 争入札と同時に行われる入札で

二十 法律及びそ あつて、価格競争入札において

二十一 法律及びそ 定められた利率をその利率と

二十二 法律及びそ し、価格競争入札において募入

二十三 法律及びそ の決定を受けた各申込みの応募

二十四 法律及びそ 価格を募入額により加重平均し

四 発行方法

三 振替法の適
用等

二 法律及びそ
の条項

一 名称及び記
号

平成十八年十月六日

条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

利付国庫債券（十年）（第二百八

財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

め公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治二十九

年法律第六号）第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

札 発 行 入

八

者 特 別 参 加 場

二

行 争 入 札 発 行

二

者 特 別 参 加 場

て得られる価格をその発行（以下「非
競争入札発行」という。）の価格
競争入札発行の決定を及
び価格競争入札の募入の決定を
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者」以下「国債競
争入札発行」という。）

も申込みのうち応募価格の高い
ものである。その応募額を順次割
り当てる。各申込みの応募額を
割り当てる。各申込みの応募額
を割り当てる。各申込みの応募
限度額の範囲内において各申
込みに応じた額の範囲内におい
て各申込みの応募額を割り当てる。
各申込みの応募額の範囲内にお
いて各申込みの応募額を割り当
てる。

十 十 十 十 十
八 七 六 五 四

十 十
三 二

入 払 元 償 償 後 第
札 場 利 還 還 の 二
参 所 金 金 期 子 期
加 支 額 限 子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発
利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、

十
三
銭

年 一 ・ 七 パーセント
平 成 十 九 年 三 月 十 日 を 支 払 期
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る 時 は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て 以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お いて 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
利 子 を 支 払 う 。
平 成 二 十 八 年 九 月 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

十九

弘者

込期日

平成十八年九月二十日